

Tax & Legal Services Newsletter

Vol. July 2015

物品税法の改正

タイ国内閣は、物品税に関する法律を一つの物品税法に統合し、以下の変更/明確化を行うとする財務省の草案を承認しました。

- “retail prices”、“recommended retail selling price” および “tobacco products” の用語について定義し、“manufacture”、“liquor” および “playing cards” の用語については徴税業務のためにより明確な定義を規定
- 物品税ルーリング委員会の設立を規定
- 物品税の徴税基準について、従価もしくは特定税率基準のうちいずれか高い税額が計算される方法から、従価および特定税率基準を組み合わせた方法に変更
- 国内製品、輸入製品およびアルコール類の従価基準について、移転価格の問題および納税者間の公平性を考慮し、それぞれ工場出荷価格、CIF 価格および最終卸売価格から、“recommended retail selling price” に変更
- “recommended retail selling price” がない場合または “recommended retail selling price” が複数ある場合、もしくは前述の価格が市場メカニズムに基づかない場合または実態を反映していない場合における小売価格および輸入価格を規定
- 税務調査における有用性のため、生産者および輸入者は費用構成を明らかにすることを規定
- 相手先ブランド製造業者 (Original Equipment Manufacturers: OEMs) およびその雇い主に租税に対する連帯責任を導入
- 輸入者は物品税の登録申請を行い、生産者と同様の会計処理を行うことを規定
- 物品税納税印紙以外の物品税の納税方法、およびアルコール類ならびにトランプへの物品税符号の制定
- 税務調査の時効を2年から3年に延長
- 税務争訟の迅速な終結のために当局が訴えを検討する一定の期間を設けることを含めた賦課不服システムの変更
- 徴税業務の改善のため、物品税の対象となる物品およびサービスの区分および分類を規定
- 物品税の計算に使用される課税標準の変更を含めた物品税率の調整および納税方法の変更を規定
- 罰則規定をより物品税法草案に合致するように修正（特に罰金は現在の貨幣価値に見合うように改定）
- ASEAN経済共同体発足に適応させるため、物品税法上の物品を関税表のカテゴリーと連係させる権限を財務省に付与

外国人事業ライセンスに関する新たな規定

タイ国内閣は、商務省から提案された外国人事業ライセンスに関する新たな規定の草案を承認しました。当該草案では、一定のサービス業（例えば、商業銀行、銀行の駐在員事務所、生命保険および生命保険以外の保険会社）については外国人事業ライセンスの取得を要しないとされています。これらの事業は、1999年外国事業法の規制事業リスト（タイ人が外国人と競争できる準備が整っていない事業）からも除外されます。当該規定は、投資を促進し、現行の規則がすでにこれらの事業を管理していることから管理/監督の重複を減らすことを意図しています。

付加価値税(VAT)の計算から除かれる報酬

歳入局長通達 VAT No. 207 は、生命保険以外の保険事業における再保険に関連する一定の金額（例えば、再保険者により再保険料から控除される割引額）をVATの課税ベースから除くとしています。

メリットによる恩典に関するBOIの新たなガイダンス

タイ国投資委員会 (BOI) は、投資奨励方針およびメリットによる恩典に係る要件を記した新たなガイダンス (Explanatory Note on Request for Additional Rights and Privileges Based on the Merit of Activities: Explanatory Note) を公表しました。Explanatory Note は、グループAとグループBに該当する活動に対し、プロジェクトのメリットに基づく追加の権利および特典を享受する手続きを詳細に規定しています。グループAに該当する活動を行う法人は、投資奨励申請書提出時もしくは提出後のいずれかの時期に、競争力の強化に基づく当該権利および特典を申請できます。グループBの活動に従事する法人は、投資奨励申請と共にメリットに基づく恩典の申請も行わなければなりません。

Explanatory Note はまた、追加の法人所得税の恩典を享受するための投資および支出について次の6種類を規定しています。(1) 研究および技術開発ならびに革新、(2) 技術および人材開発基金への寄附、教育機関、特定の研修センター、研究機関または科学技術分野におけるタイ国政府研究機関への寄附、(3) 知的財産の取得に係る支出、あるいはタイ国内で開発された技術を商業化するために支払われるライセンスフィー、(4) 先端技術研修、(5) 登録資本金額の51%以上をタイ人が保有するタイ国内における原材料または部品のサプライヤーの開発、(6) 製品およびパッケージのデザイン

加えて、2015年3月13日付 BOI 通達 No. Por. 3/2558 によると、従前の政策の下で BOI の投資奨励を享受していた法人も当該新ガイダンスに基づき追加の恩典を申請することができます。しかし、知識ベースによるサービス事業活動については、奨励活動からまだ所得が発生していない場合に限り、従業員の年間給与を考慮することによりプロジェクトへの投資の条件を修正することができます。

(注) 本日本語訳は、在タイ日系企業様への情報提供を目的に便宜的に仮訳したものです。正式な内容については、以下に記載されております原文（タイ語）をご参照ください。

<http://www2.deloitte.com/th/en/pages/tax/articles/tax-newsletters.html>

日系企業サービスグループにつきまして

日系企業特有のニーズに対応するため設立された専門業務グループ、Japanese Services Group (JSG) は、35年以上の歴史と実績をもつ、トーマツを中核としたグローバルネットワークです。トーマツからの駐在員を含む日本語に堪能なバイリンガルのプロフェッショナル約 850 名を全世界の主要拠点に配置し、日本の文化や習慣を十分理解しながら、デロイトのグローバルネットワークが有する豊富な経験と専門知識を世界各地の日系企業に提供しています。現在、バンコク事務所には日本人 8 名が常駐しております。

バンコク事務所の日系企業サービスグループの連絡先は以下のとおりです。

鈴木 基之	中島 雄一郎	藍原 滋	中西 康智
日本国公認会計士	日本国公認会計士		
パートナー	マネージャー	ダイレクター	マネージャー
Tel: 02-676-5700 Ext. 5085	Ext. 13399	Ext. 11676	Ext. 13531

Business Tax & Indirect Tax
Anthony Visate Loh
+66 (0) 2676 5700 ext 5022
aloh@deloitte.com

Legal Services
Anthony Visate Loh
+66 (0) 2676 5700 ext 5022
aloh@deloitte.com

Business Tax (Japanese Services Group)
& Indirect Tax
Darika Soponawat
+66 (0) 26765700 ext 12784
dsoponawat@deloitte.com

Transfer Pricing & Business Tax
Dr. Kancharat Thaidamri
+66 (0) 26765700 ext 11205
kthaidamri@deloitte.com

Business Tax (Business Model
Optimization)
Korneeka Koonachoak
+66 (0) 2676 5700 ext 5023
kkoonachoak@deloitte.com

Global Employer Services
Mark Kuratana
+66 (0) 2676 5700 ext 11385
mkuratana@deloitte.com

Transfer Pricing & Customs Services
Stuart Simons
+66 (0) 2676 5700 ext 5021
ssimons@deloitte.com

Business Tax (M&A) & FSI
Wanna Suteerapornchai
+66 (0) 2676 5700 ext 10691
wsuteerapornchai@deloitte.com

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee (“DTTL”), its network of member firms, and their related entities. DTTL and each of its member firms are legally separate and independent entities. DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about for a more detailed description of DTTL and its member firms.

Deloitte provides audit, consulting, financial advisory, risk management, tax and related services to public and private clients spanning multiple industries. With a globally connected network of member firms in more than 150 countries and territories, Deloitte brings world-class capabilities and high-quality service to clients, delivering the insights they need to address their most complex business challenges. Deloitte’s more than 220,000 professionals are committed to making an impact that matters.

This publication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively, the “Deloitte Network”) is, by means of this publication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser. No entity in the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this publication.

© 2015 Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd.